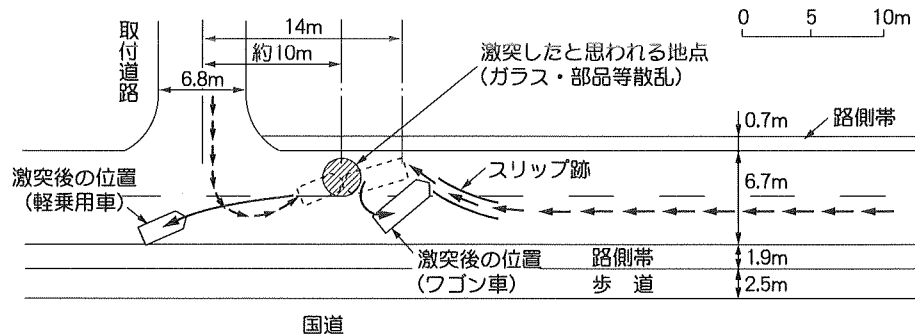


事例 17 取付道路から国道への左折時、対向車線に飛び出し、ワゴン車に衝突

発生日時	10月31日午後7時	天候	
道路状況	取付道路と国道の交差点		
事故災害の内容・程度	衝突によりワゴン車の乗員5名は2～10日の負傷。対向車線に飛び出した軽乗用車の乗員3名は死亡。		

見取図



発生状況

作業を終え帰社途中のワゴン車が国道を時速約80kmで走行中、進行方向右側の取付道路から左折しようとした軽自動車が、ワゴン車の走行車線に飛び出してきたため、回避したが正面衝突し、双方の車両が大破した。これにより、ワゴン車に乗っていた5名がそれぞれ負傷し、軽乗用車の3名が全員即死したもの。

災害原因となった問題点（危険要因）

- 1 軽乗用車が、対向車線に飛び出したこと。
- 2 ワゴン車が、制限速度を超えた速度で走行していたため、危険に対する回避ができなかったこと。

災害防止対策

- 1 狭い道路から優先道路に出る場合においては、次のことに注意すること。
 - ① 左折するときには対向車線にはみ出さないこと。
 - ② 優先道路の手前で一時停止すること。
 - ③ 徐行をするとともに、交差する優先道路を通行する車両の進行を妨げないこと。
- 2 一方、優先道路を走行する側も、道路脇からの飛び出し等不測の事態の対応を考慮した安全運転に努めなければならない。特に走行速度は、法定速度を遵守し、夜間はさらに昼間より抑えた速度で走行すること。

事例研究会における検討内容等〔ポイント…もらい事故と再発防止対策〕

本件の場合、ワゴン車側からみると、もらい事故と受けとられがちであるが、もらい事故についても、加害事故と同様に、事故の原因と防止策を検討することが大切である。

軽乗用車が対向車線に飛び出してきているので、ワゴン車側の被害者意識が強くなる。

しかし、本質的な問題は、交差点の手前で、

- ① 安全確認をしていたか
- ② 危険を予測していたか
- ③ スピードを落としていたか

といったドライバーの行動にある。

事故の形態では被害事故であっても、こういった要因を検討していくと、加害事故ともらい事故が紙一重であることが理解できる。

被害の状況を細かく分析して、

- ① 全く防衛できなかったのか
- ② 事故を誘発する行動はなかったのか
- ③ どういった回避措置をとったのか

などを検討し、再発防止策を立てていくことが大切である。

参 考

危険予知（KY）訓練……事例12の参考欄（P.37）参照。